

審査基準

1. 業務名

東京工業大学（松風台）学生寮等整備運営事業に係るアドバイザー業務

2. 審査方法

企画提案書等に基づき、東京工業大学内に設置する「東京工業大学（松風台）学生寮等整備運営事業に係るアドバイザー業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する質疑、確認及び追加資料の提出を求めることがある。

なお、本業務の受託者と随意契約を予定する「東京工業大学（松風台）学生寮等整備運営事業に係るアドバイザー業務2」の業務を含めて審査対象とする。

3. 評価方法

下記の評価項目毎に評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を当該提案者の得点とする。

(1) 業務実施主体に関する評価項目

- ① 業務実施に必要な人員・組織体制が整っており、業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 業務を効果的に遂行するために必要な実績を有していること。
- ③ 配置予定担当者が、業務の実務に精通しているとともに、業務を適切に遂行するための専門性・技術力及びノウハウを有していること。
- ④ その他必要な事項に関する提案について、実現性、妥当性及び有効性があること。

(2) 業務内容に関する評価項目

- ① 公募要領、仕様書に示す業務内容を十分に理解した上で企画提案がなされていること。
- ② 導入可能性調査において、提案課題を踏まえ、以下（ア）～（ウ）に示す内容を含めた提案実現のための検討項目が具体的に設定され、その実現性・妥当性があること。
 - （ア）事業手法の比較検討
 - （イ）民間事業者へのサウンディング
 - （ウ）施設計画の検討
- ③ 事業実施方針の策定において、必要な検討項目が適切に示されていること。
- ④ 事業者選定支援業務において、事業者選定に必要な事項が適切に示されていること。
- ⑤ 本業務全体のスケジュールが適切に設定され、その実現性・妥当性があること。
- ⑥ 必要な業務内容が精査され、コスト削減の努力が示されていること。
- ⑦ その他必要な事項に関する提案について、実現性、妥当性及び有効性があること。

(3) その他加点に関する評価項目

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

（ http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html ）

[評価基準]

I. 評価基準表

評価区分	評価項目	配点	評価基準
(1) 業務実施主体に関する項目	① 業務実施体制	40点	各評価項目について4段階の加点法による評価を行う。
	② 業務実績		
	③ 配置予定者の能力		
	④ その他必要な事項に関する提案		
(2) 業務内容に関する項目	① 業務の理解度	70点	なお、左記の評価項目のすべて((1)の④及び(2)の⑦を除く)に提案がされていない場合は、失格とする。
	② 導入可能性調査における検討項目及び検討手法等		
	③ 事業実施方針の策定		
	④ 事業者選定支援業務		
	⑤ 本業務全体スケジュール		
	⑥ 業務コストの妥当性		
	⑦ その他必要な事項に関する提案		
(3) ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	3点	下記II.による。	
総合評価点		113点	

II. 評価項目(3)に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。(複数の区分での合算はしない。)

- ① 女性の就業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等
 - ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 1点
 - ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 2点
 - ・認定段階3又はプラチナえるぼし認定 = 3点
 - ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 1点
- ② 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナ認定企業)
 - ・トライくるみん認定 = 1点
 - ・くるみん認定 = 2点
 - ・プラチナくるみん認定 = 3点
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
 - ・ユースエール認定 = 1点
- ④ 外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。
(相当する各認定等に準じて評価する) = 最大3点
- ⑤ 上記に該当する認定等を有しない。 = 0点